

福山市建設工事等指名除外基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事、製造、修繕又は印刷製本の請負、物品の売買及び測量、建設コンサルタント等その他業務の委託（以下「建設工事等」という。）であって福山市が発注するもの（福山市教育委員会が発注するものを含む。以下「市発注工事等」という。）に係る契約について、その円滑かつ適正な執行の確保を図るため、市発注工事等の競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）が、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときに、指名競争入札及び随意契約の参加者（以下「指名業者」という。）の選定から除外すること等に関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 市発注工事等の担当課長は、その所管に係る市発注工事等に関し、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者又はその疑いがある者が発生したと認めるときは、建設工事の請負及び測量、建設コンサルタント等その他業務の委託に関するものについては建設政策課契約担当課長を、製造、修繕又は印刷製本の請負及び物品の売買に関するものについては資産活用課長を経て、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

2 建設政策課契約担当課長及び資産活用課長は、有資格業者に関し、他の公共機関等からの情報提供その他の方法（前項の規定による報告を除く。）により、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者又はその疑いがある者が発生したと認めるときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(指名除外等)

第3条 有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、市長は、情状に応じて、それぞれ当該各号に定めるところにより36か月以内の範囲で期間を定め、当該有資格業者を指名業者の選定から除外（以下「指名除外」という。）するものとする。

この場合において、建設工事の請負及び測量、建設コンサルタント等その他業務の委託に関するものについては、福山市建設工事等入札参加者審査会設置要領に定める福山市建設工事等入札参加者審査会に諮り、その意見を聴くものとする。

- 2 有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する疑いがあると認められるときは、当該有資格業者の入札参加資格の認定を所管する部長は、その事実が判明するまでの間、当該有資格業者を指名業者として選定することを留保（以下「指名留保」という。）するものとする。
- 3 指名業者を選定する者は、第1項の規定による指名除外の期間中の有資格業者（以下「指名除外業者」という。）又は前項の規定による指名留保の期間中の有資格業者（以下「指名留保業者」という。）を指名業者として選定してはならない。
- 4 第1項及び第2項に該当する有資格業者を既に指名業者として選定した旨通知しているときは、直ちに当該通知を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名除外等）

第4条 前条第1項又は第2項の規定による措置（以下「指名除外等」という。）を行う場合において、当該指名除外等について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名除外を併せ行うとともに、指名留保についても元請負人に対する措置と同様に行うものとする。

- 2 共同企業体について指名除外等を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名除外等について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名除外を併せ行うとともに、指名留保についても同様に行うものとする。
- 3 指名除外等に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名除外を行うとともに、指名留保についても同様に行うものとする。

（指名除外の期間の特例）

第5条 有資格業者が1の事案により、別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当するときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名除外の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名除外の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名除外等の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名除外の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指

名除外等の期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2号、第3号及び第17号から第20号までの措置要件に係る指名除外の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2号、第3号及び第17号から第20号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 指名除外の期間中に別表各号の措置要件に該当することとなったときは、新たに該当する措置要件について指名除外すべき期間から現に行っている指名除外期間との重複期間の2分の1の日数を控除した期間を加算する。

4 別表各号に掲げる措置要件及び前2項の規定に該当する有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、指名除外の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名除外の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

5 別表各号に掲げる措置要件に該当する有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号の指名除外の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、指名除外の期間を当該長期の2倍(ただし、最大36か月以内)まで延長することができる。

6 指名除外の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名除外の期間を変更することができる。

7 指名除外の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名除外を解除するものとする。

8 前各項にかかわらず特別の事情があると認めるときは、指名除外の期間を別に定めることができる。

9 第3条第2項の規定により指名留保をした有資格業者について、指名除外を行ったときは、その指名留保をした日から指名除外の期間を起算する。

(指名除外等の通知)

第6条 第3条第1項の規定により、指名除外を行うことを決定したとき、又は前条第6項の規定により指名除外の期間を変更し、若しくは同条第7項の規定により指名除外を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく文書により通知を行い、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約における指名除外等の例外)

第7条 随意契約において、次の各号のいずれかに該当するときは、指名除外業者又は指名留保業者を市長の承認を得て、契約の相手方として選定することができる。

- (1) 建設工事又は製造が特許の施工方法を採用する場合で、その特許権を有する業者を選定しようとするとき。
- (2) 建設工事、製造、修繕又は印刷製本の請負及び測量、建設コンサルタント等その他業務の委託が特別の技術を要する場合、又は特殊な物品を買い入れる場合で、他に相応する業者がないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約を履行できると認められる者が1者のみでその者と直ちに契約を締結する必要がある場合など市長が特に必要と認めるとき。

(下請等の禁止)

第8条 指名除外業者又は指名留保業者が、市発注工事等（物品の売買を除く。）の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名除外等の引継)

第9条 指名除外業者若しくは指名留保業者が第三者と会社合併した場合又は第三者に営業譲渡等を行った場合には、指名除外業者若しくは指名留保業者に係る指名除外等の期間並びに第7条、前条及び第11条の規定を、営業を受け継いだ第三者に継承させるものとする。

(指名除外に至らない事由に関する措置)

第10条 有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しない場合においても、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面若しくは口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名除外業者等に対する一般競争入札等への参加の制限)

第11条 一般競争入札又はせり売りを行うときは、当該入札等の公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても指名除外等を受けていないことを当該入札等に参加するための要件としなければならない。

2 落札決定前において、当該入札等に参加する資格があると確認している有資格業者又は当該入札等の落札候補者として選定している有資格業者に対し、市長が指名除外等をしたときは、当該有資格業者に係る当該入札に参加する資格の確認又は落札候補者としての選定を取り消すものとする。

(公営企業の管理者による指名除外等)

第12条 有資格業者について、福山市上下水道事業管理者又は福山市病院事業管理者が指名除外等を実施した場合には、当該措置内容を市長が実施したものとして取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、1994年（平成6年）11月17日から施行する。
- 2 福山市建設工事等指名除外基準要綱（平成6年2月21日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、1999年（平成11年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2002年（平成14年）7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2007年（平成19年）6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年（平成24年）7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。